

中国内販情報

GB 31701-2015

乳幼児及び子供繊維製品安全技術規範について

乳幼児及び子供用繊維製品に関する安全性基準が **2016年6月1日** より施行されます。

2016年6月1日以前に生産された商品は、従来の関連規格に適合していれば継続して2年間は販売可能ですが、2018年6月1日以降販売する場合は、当該規格に適合する必要があります。

■対象年齢

乳幼児繊維製品： 生後36ヶ月以下の乳幼児が着用または使用する繊維製品。
(一般的に身長サイズ100cm以下)

子供用繊維製品： 3歳以上14歳以下の子供が着用または使用する繊維製品。
(一般的に身長サイズ100cm以上、155cm以下の女児服あるいは160cm以下の男児服。
その中で、130cm以下の子供が着用する製品を7歳未満の子供服と規定。)



■要求事項

【総則】

乳幼児と子供用繊維製品の安全技術要求はA類、B類、C類に分類。(GB18401の区分と同様)

A類： 乳幼児繊維製品に適用

B類： 直接肌に接触する可能性のある子供用繊維製品に適用

C類： 直接肌に触れない子供用繊維製品に適用

合格証には当該番号及び分類を表示する必要があり、乳幼児繊維製品についてはさらに「婴幼儿用品」(乳幼児用品)と記載する必要があります。

※当該規格を表示した場合、GB18401の安全技術類別の表示は不要



【生地要求事項】

項 目		A 類	B 類	C 類
湿摩擦堅ろう度(級) *a		3(濃色2-3)	2-3	—
重金属 (mg/kg) *b	鉛/カドミウム	90/100以下	—	—
フタル酸エステル (%) *c	DEHP, DBP, BBP	0.1以下	—	—
	DINP, DIDP, DNOP	0.1以下	—	—
燃焼性能 *d		1級(正常可燃性)		

*a 白・生成りは除外。GB/T4841.3により、濃色は1/12染料染色標準スケールより濃い色とする。

*b コーティング及び顔料プリント生地に適用する。鉛、カドミウムの総含有量基準値はコーティングまたは顔料プリントの占める重量割合とする。

*c コーティングと顔料プリントを対象とする。

*d 製品の表地のみ対象。ウール、アクリル、アクリル系、ナイロン、ポリプロピレンおよびポリエステル生地およびこれらの繊維で混紡した生地は対象外。単位面積あたりの質量が90g/m²以上の生地も対象外とする。

【充填物の要求】

繊維とダウンの充填物はGB18401の安全技術要求に適合し、ダウンはGB/T17685の微生物技術基準要求に適合すること。

【付属品の要求】

- (1) 乳幼児繊維製品は $\leq 3\text{mm}$ の付属品を使用してはいけない。乳幼児に掴まれたり、噛まれたりする恐れのある付属品については次の表の取付強度要求に適合すること。

スモールパーツのサイズ(mm)	取付強度(N)*
>6	70以上
$3 \sim 6$	50以上
≤ 3	—

* 最大サイズ $\leq 3\text{mm}$ 、あるいは掴めない(掴む時、パーツが変形または損傷する)パーツは、洗濯後の外観を判定する。

- (2) 付属品は触れる可能性のある箇所に鋭利な先端や縁がないこと。

- (3) ひもに対する要求として次の表の要求に適合すること。

No.	乳幼児及び7歳未満の子供服	7歳以上の子供服
1	首と頸部にひもがあってはならない。	首と頸部のサイズを調節するひもは自由端があってはならない。 その他のひもは長さが75 mmを超える自由端があってはならない。 首と頸部：衣料をその開口部を最大にして平置きした際、突き出たループがあってはならない。また、体にぴったり合う大きさに絞った場合、突き出たループの円周が150 mmを超えてはいけない。 ショルダーストラップとホルターネックひものほかは、伸縮性のひもを使用してはいけない。
2	ショルダーストラップは取り付けられた一本の連続したひもで構成し、自由端があってはならない。ショルダーストラップに取り付けられた装飾ひもは長さが75 mmを超える自由端がなく、円周が75 mmを超えるループがあってはならない。	— 
3	腰に取り付けられたひもは締結点から計測した長さが360 mmを超えてはならず、裾から垂れ下がってはならない。	腰に取り付けられたひもは締結点から計測した長さは360 mmを超えてはいけない。
4	半袖の袖口を最大限に開いて平らに置かれた状態で、袖口から突き出たひもの長さは75 mmを超えてはいけない。	半袖の袖口を最大限に開いて平らに置かれた状態で、袖口から突き出たひもの長さは140 mmを超えてはいけない。
5	ウエストベルト以外、後部から出す及び結ぶひもがあってはならない。	
6	長袖の袖口が閉じられた状態のときには、ひもが完全に衣料の内側にあること。	
7	衣料の裾が股より下の場合、裾にあるひもは裾から下に垂れさがってはならない。くるぶしまでの衣料の場合、裾のひもは衣料の内側に入っていなければならない。	
8	No.1～7項目以外に、衣料が最大限に開かれて平らに置かれた状態でひもは140mmを超えて突き出てはならない。	
9	ひもの自由端に結び目や立体感のある装飾があってはならない。	
10	衣料から突き出る固定ループは円周が75mmを超えてはならない。衣料から突き出ない平らな固定ループ(例えばベルトループ)は、衣料との接合点間の長さが75mmを超えてはならない。	

【その他の要求】

- 製品の包装に金属針などの鋭利な物を使ってはならず、また製品に残留してはならない。
- 着用した際、直接体に触れる乳幼児衣料品の耐久性ラベルは皮膚に直接接触しない箇所に取り付ける。

お問い合わせ先
グローバルコミュニケーション戦略室
担当：藤田(原宿ラボ在籍) TEL: 03-5358-4741
濱崎(堀留ラボ在籍) TEL: 03-3661-5618